平成２１年（フ）第７７号
栃木県下野市駅東１丁目９番５号　林ハイツ１－１
破産者　今野　安子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３１９号
埼玉県鴻巣市緑町19番16号
破産者　市川　祐司
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
埼玉県鳩ヶ谷市坂下町２丁目６番11号　ピジョンハウス２―102号、開始決定時の住所埼玉県鳩ヶ谷市桜町６丁目10番35号
破産者　トラットリアＴＡＭＡＲＩこと　山田　晃洋
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿910番地１
破産者　半田　昌男
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
埼玉県朝霞市岡２丁目９番51号　エルパティオＣ棟101
破産者　後藤　秀昭
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
埼玉県東松山市御茶山町20番地８　御茶山荘Ｈ号室
破産者　村上　義明
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第１８５３号
名古屋市緑区相川１丁目83番地　第１メゾン相生404号
破産者　鈴木　勝也
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３８９８号
名古屋市緑区鳴海町三高根８　カトルさんたかね２Ｅ、住民票上の住所名古屋市緑区横吹町509番地　クリアサイト横吹305号
破産者　立藏　茂雄（旧姓近藤・森）
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５号
名古屋市南区元柴田東町４丁目35番地の１
破産者　髙梨　秀子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２８号
名古屋市南区神松町２丁目１番地の１　ライオンズマンション大江川緑地307号
破産者　針金さと子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８４８号
愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字権現５番地
破産者　西澤鉄筋こと　西澤　　篤
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１１号
名古屋市千種区高見１丁目25番８号
破産者　髙梨　守央
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第７４２号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地34棟403号、開始決定時の住所愛知県江南市草井町千代見313番地
破産者　馬場　富彦
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第１２２号
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地７　江南団地72棟106号、開始決定時の住所愛知県江南市草井町南43番地
破産者　馬場　久金
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５３号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地34棟403号、開始決定時の住所愛知県江南市宮後町王塚124番地
破産者　馬場　育子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第１９４１号
神戸市西区平野町西戸田182番地
破産者　池町　佳生
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６６９号
兵庫県姫路市大津区西土井46番３号、開始決定時の住所兵庫県姫路市大津区西土井４番地
破産者　土居　志穂
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第８６３号
加古川市加古川町粟津267番地の１、従前の住所加古川市加古川町本町402番地の１
破産者　長谷川登代子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部